……新しい農村の姿……

農地信託で共同耕作(2)

発展する藤井寺農協(大阪府)をみて

南国市農業委員　中沢浪治

四 農地の提供

総反別四・七ヘクタール(四町七反五畝)、六十七筆で、五部落にまたがり農地は散在している。提供面積別戸数は一アール未満五戸、一〜二アール一二戸、二〜三アール四戸、三〜四アール二戸、十アール以上一戸で、計二十四戸、その兼業種別は商業八戸、公務員会社員、老人、未亡人など八名、事業家四名組合長、社長、地主など四名である。

五 水稲耕作設計の大要

1、品種、晩生ゆうばへ六斗、中晩生はつしの二斗、中生東山三六号二斗

2、苗代　揚床折衷苗代、三合播三ケ所の集団苗代。

3、田植、九寸正条植(坪当り四五株)、一株三〜四本植、六月下旬〜七月上旬

4、肥料、敷肥ー硝石灰二袋熔燐一袋尿素二貫

素肥ー化成又は、配合十貫代掻前。

穂肥ー化成又は配合六貫八月中旬。

実肥ー尿素一貫、九月中旬。

5、除草ー三回、二四D、PCP使用稗抜一回。

6、防除ー八月二十日八月下旬、二回薬剤撒布。

7、収穫ー十月下旬〜十一月上旬。

科目	支払金額	反当支払額
種苗費	八、二〇〇円	一七二円〇〇
肥料費	八〇、二〇〇	一、六八八・四〇
防除費	一八、二三〇	三八三・八〇
諸材料費	三四、五二二	七二七・〇〇
大農具費	一二、七〇〇	二六七・三〇
小農具費	八、三一〇	一七四・九〇
公租公課	二三、七五〇	五〇〇・〇〇
労賃	七七八、一五〇	一六、三八二・一〇
計	九六四、〇七二	二〇、二九六

備考　米穀を希望するものには米全部を引渡し必要経費の徴収したものもある。

六 収支清算

1　収入、一、二七三、六二二円、米一二九石五斗(反当二石七斗三升)。

2　支出、一、三三七、七九二円。

3　差引損失、六四一七〇円(赤字)

支出明細　土地提供者(三八名)三七三、七二〇円(三八名代八斗の割)

生産費　九六四、〇七二円

(明細左記の通り)

当初の計画は反収三石で土地提供者へ全収量の三五%約一石を渡す約束であったが、収量が一割位減収したのと、生産費二万円の予定が二万二百九十六円に達し九十六円オーバーし、六万四千百七十円赤の字となった。この赤字は藁を処分して償用し、実際は農協には欠損はなかった。なお将来は水稲の前後作として、馬鈴薯その他の蔬菜を栽培し収益を上げる計画である。もともとこの計画は儲けるのを目的としたものでなく兼業農家の労力不足による荒廃田対策として発足したもの、一アール百万円も百五十万円にも売れる可能性のある農地を保存するのがねらいであるから、加入者は収得米の多少は大した問題でなく、小作地として貸付け収得する丸公の小作料に比較すると八斗の米が収得できることになる。小作に出すと耕作権を主張され、離作料を要求されるのに比較すると、耕作権の心配もなく加入脱退も自由であるから文句のある筈がない。(未完)

生活と電気

防犯灯の整備促進について

三十六年三月三十一日、防犯灯等整備対策要綱が閣議で決定されました。これは、暗い街路等において犯罪が頻発している現況にかんがみ、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図ることを主たる目的とする街路灯または防犯灯の整備を促進するため次記の措置を講ずるように示されています。

一、国が管理者である国道及び公園等の新設又は改築にあたっては防犯灯等の整備に一段の努力をすること

二、地方公共団体等に対し次の措置をとるよう強力に勧奨すること。

(1)地方公共団体が管理者である道路及び公園等の新設又は改築にあたっては防犯灯の整備に一段の努力をすること。

(2)市町村及び特別区は、犯罪を誘発する不良有害環境排除の見地から緊急に整備を必要とする防犯灯等(以下「緊急に整備を要する防犯灯等」という。)の整備について努めて次の各号に掲げる措置をとること。

(ア)緊急に整備を要する防犯灯等を自ら設置するよう努めること。ただし、その設置の費用については受益者の負担とすることができるものとする。

(イ)防犯灯等を設置する者に対し、その設置の費用の一部を補助すること。なお一般民間人の負担においてその維持管理にあたっている防犯灯等については、努めてその維持管理に要する費用を負担するよう措置すること。

(3)日本道路公団等が管理者である道路等の新設、改築及び維持管理にあたっては防犯灯等の整備に一段の努力をすること。

(4)電力会社は、防犯灯等の整備のためその設置及び維持管理につき協力又は便宜の供与を求められた場合はこれに協力し又は便宜を供すること。なお、日本電信電話公社等は、防犯灯等の整備につきその設置及び維持管理する施設に防犯灯等を設置することを容認する等の便宜を供すること。

三、新生活運動等民間において行われる運動と協力して、犯罪を誘発する不良有害環境を改善するため防犯灯等の整備を促進する国民運動を強力に展開すること。

四、防犯灯等の整備の完全を期するため必要な法制上及び予算上の措置について更に検討すること。

このように「村や町を明るくする運動」を強力に推し進めるよう指示されています。とくに警察庁においても、各都道府県警察本部長宛、また本部長からも各地区警察署長に対して防犯灯の積極的施設促進方の指示がだされております。私たちの村や町にも、防犯灯を含む街路灯の施設を促進して、犯罪のない住みよいところにしようではありませんか。

相談欄開設

農法や、日常身辺に起きている疑問点につき、ご相談があれば研究し、できる限り解答してゆくことにしましたので、利用して下さい。(紙上匿名可)

市内あちこち

市内には県関係の機関が数々あるが、そのトップクラスは大篠地区大埇の高知県農業試験場。しかしその門となると、まるで廃屋のそれのようで"県政のまずしさ"を物語っていたが、最近は写真のような、どっしりしたものになり、市民としても、よろこびとするところ。

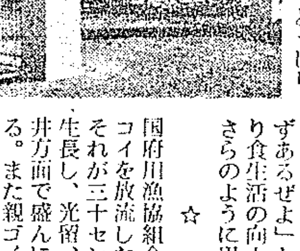

☆

市内には、県下一と思われるウメの産地がある。上倉地区白木谷がそれでこれに次ぐのが瓶岩地区。団地栽培もあって、花のころは実にみごとだ。

☆

先日市衛生委員の代表たちが小笠原助役をたずね衛生行政の効果があがるよう仕向けてほしいと陳情した際ーハエは肉や魚のにおいを追ってくるから、そのにおいをなくすべきだとの雑談で「いまの各家庭には肉か魚は必ずあるぜよ」との一言あり食生活の向上を、いまさらのように思わせた。

☆

国府川漁協組合は昨年、コイを放流したが、最近それが三十センチ以上に生長し、光留、丹宮、幸井方面で盛んに釣れている。また親ゴイの釣れることも多く、このところ大にぎわい。

☆

漁ほどおもしろいものはない、といわれる。ところが先日も稲生では電気を使っていた。ゲランなどの毒物を入れていることもある。川をせいてつくる通称"ダビ"も、いわば一網打尽的な方法の一つであり、これは"ご法度"のように聞いているが、市内の国分川水系にも、写真のようなのが、でんと待ちかまえている。こんな、粗野なことはやめたいもの。

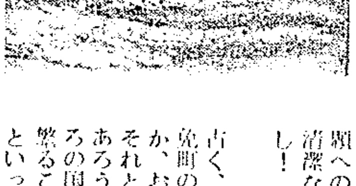

☆

これまで、W・Cのくみ取りを衛生車にたよっていた家庭はこのところ閉口している。というのは捨て場所難だ。やらねばならぬ市の事業は数々あろうが、この問題への対策また急務。清潔な住みよい郷土目指し!

☆

古く、また新しい町ー後免町の国道には思いのほか、おもむきがある。それというのは、こともあろうに、電車走るところの国道に、桑が青々と繁ることだ。といっても、路ぶちの畑にあるものが二、三尺も枝を路上に伸ばすことでいつの間にか切られてはいくが、風情満点のことがある。(写真がその風景)

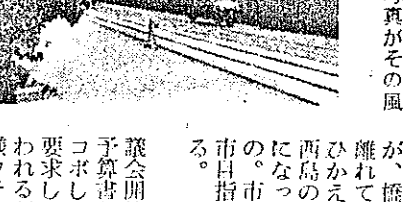

☆

左の写真川ぶちに池でも作ってあるようにみえるが、これでも橋である。長岡地区西島と国分川対岸にかけられていた木橋が、橋脚が老朽したため離れてしまいワイヤーでひかえてあったおかげで西島の方へグニャグニャになって流れ寄ったもの。市は、理想の田園都市目指し"過渡期"である。

☆

議会開催ごとに記者連中予算書など資料を渡さずコボしている。要求した果てがこれといわれるが、他の市町村同様ウチでも提供してはどうだろう。

衛生

これから多い食中毒について

食中毒患者は、つゆの始めから秋の彼岸までに多く発生し年々増加の有様である。発病者は全国で年間約三万人といわれ、そのうち約三百名が死亡している。最近では集団発生の傾向を示している。

食中毒の原因の八割は、細菌によるものであり、残りの二割は、フグ、キノコ、不良添加物、薬品などによるものである。細菌による中毒を、ブドウ状菌による毒素型と、サルモネラ菌による伝染型との二つに大別することができる。

㈠　ブドウ状菌によるものは、食べてから発病の時間が短かく、二ー六時間位で吐いたり、下痢をしたりするが、高熱は伴わない、ハイキング、旅行、宴会などにおける不良食品の摂取によることが多い。

②　サルモネラ菌によるものは、集団的発生が多く、六時間から二日位おいて発病する。症状は、頭痛、悪感、発熱(三十八度以上)悪心、嘔吐、はげしい腹痛下痢等であり、重症のものは、痙攣、脳症、意識障碍などを伴い死亡する。原因は、ネズミ、アブラムシ、ハエなどにより伝染する。

要注意食品としては、タコ、イカ、エビ、カニ、貝類、パン、モチ、青魚、かまぼこ、つくだに、天ぷら、肉類、ハム、ソーセージなどがあげられる。予防法として大切なことは、中毒を起こしやすい食品が、色臭でわからないこともあり、表面に何も変化がなくても目にみえない細菌が附着していることがあるので、よく洗って煮るなり、やくなりして食べることが大切である。値だんが少し高くても、新鮮なものを買うこと、気温の高い時は残ったものはすてるようにする。冷蔵庫に頼りすぎないようにし、十度以下の温度にしないこと、細菌の増殖が盛んに行われるので注意を要する。熱を加えても死なない菌もあり、毒素もこわれないこともある。防腐剤、清涼飲料水にも気をつけることが肝要である。

最近ハム、ソーセージの使用が多くなったので、これらに対する注意をのべてみたい。ハム、ソーセージに含有される肉類は、豚、牛馬、兎などであり、豚肉の量の多い程高級品とされている。A品は豚肉八〇%、B品は五〇%、C品は二〇%の割合である。気をつけることは、切り口が鮮赤色で、つやのあること、外見の黒ずんだもの、アンモニア臭のあるもの、押せばへこむもの、中に穴のあいているものなどは、不良品である。外面のねとねとしたものは酢にひたした布でふけばよい、白カビ、青カビのついたものは、二三分間お湯に通して使用する。赤カビのついたものは食べてはならない、残りものは涼しいところへおき、切り口はきれいなビニールでもはって、包みすぎないようにしておくことが大切である。

山本尚一

7月は国民年金保険料の納付と年金手帳の第一回検印月です

年金ポスト

◎市の国民年金係では、次の日程により、各地区で検認を行います。手帳を持っている方は、年金手帳の四・五・六月分に印紙を買って貼り、所定の期日に必ず検認を受けて下さい。印紙を貼ってあっても検認を受けなければ保険料を納めたことにはなりません

◎七月の検認日までに印紙を貼って、検認を受けるか又は、保険料を納められない方については、免除の承認を受けていないと、保険料は滞納となり、もし障害者になっても年金は支給されません。保険料を納めることが困難な方で、まだ免除の申請をしていない方は、年金手帳を添えてすぐ申請して下さい。

◎年金印紙及び手帳の取扱いは、各地区の農協、後免町では商工会が取扱っていますので今すぐ手帳と印鑑を持って申出て下さい。委任をしておけば印紙の購入から検認まで、一切を引受けてやってくれますので手数がかかりません。

国民年金手帖検印日程表

月日	時間	検認場所	対象地区
7月13日	前9時30分ー正午まで	黒潮農協支所	上倉北部地区
〃	後2時ー4時まで	成合農協支所	成合大行寺外山一部
7月14日	前9時ー11時30分まで	奈路農協支所	上倉中部地区
〃	後0時30分ー1時30分まで	瓶岩農協	瓶岩地区
〃	後2時ー5時まで	上倉農協	上倉南部地区
7月17日	前9時ー後2時まで	久礼田農協	久礼田地区
〃	後2時ー5時30分まで	国府農協	国府地区
7月18日	前9時30分ー後3時まで	岡豊農協	岡豊地区
7月19日	前9時30分ー後4時まで	長岡農協	長岡地区
7月20日	前9時30分ー後4時まで	大篠農協	大篠地区
7月21日	前9時ー11時30分まで	後免商工会	後免地区
〃	前12時ー後1時30分まで	野田農協	野田地区
〃	後2時ー4時まで	岩村農協	岩村地区
7月24日	前9時30分ー後4時まで	三和農協	三和地区
7月25日	前9時30分ー10時30分まで	介良農協	伊達野
〃	前11時ー後3時まで	稲生農協	稲生地区
7月26日	前9時30分ー後3時まで	十市農協	十市地区
7月27日	前9時ー12時30分まで	前浜農協	前浜地区
〃	後1時ー4時まで	日章農協	日章地区
7月28日	前9時30分ー後4時まで	日章農協	日章地区
7月31日	前8時30ー後4時まで	市役所	東崎西部一区、八区南部北部

新建築には、新建材を

風呂・台所・水道・コンクリート

有限会社 宇田建材店

南国市宇田・電話南国四六八

左官工事請負